

株式会社Gina & Partners 海外手配旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 適用範囲

(1) 株式会社Gina & Partners (以下「当社」といいます。)がお客様との間で締結する手配旅行契約は、当条件書の定めるところによります。当条件書に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

(2) 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

3. 手配旅行契約

(1) 当条件書で「手配旅行契約」とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(2) 当条件書で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます。)をいいます。

(3) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払っていただくこととなります。

4. 旅行お申込みと契約の成立

(1) 当社と手配旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、同申込書を、下記に当社が定める金額の申込金とともに、当社に提出していただきます。ただし、PEX航空券、発券期限付き事前購入型割引航空など発券期限のある航空券の場合には別途当社が指定する期日までに旅行代金全額をお支払いいただきます。

また、出発日の前日から起算して14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までに旅行代金全額をお支払いいただきます。

区分	申込金(お1人)
旅行代金が50万円以上	¥100,000
旅行代金が30万円以上	¥50,000
旅行代金が30万円未満	¥30,000

(2) 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立します。

(3) 本項(2)の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。

① 申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合はお客様に到着した時点、電子メールの場合はお客様に到着した時点で契約が成立します。

② 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払を受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が該当書面を交付したときに契約は成立します。

(4) 本項(1)の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(5) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は、当社がお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、電子メール、ファクシミリ、テレックス等の電子承諾通知方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

5. 申込条件

(1) お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意が必要です。
(2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添や現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。

(3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康状態を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な限り対応します。当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出して頂く場合もありますが、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。

(4) その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面

(1) 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

(2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

7. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払う費用(航空券代金・ホテル代金等)及び当社所定の取扱料金をいいます。

(2) 旅行代金は請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。旅行代金の支払期日は手配内容によって異なります。

(3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

8. 旅行契約内容の変更

(1) お客様から旅行契約内容の変更のお申し出があった場合、当社は可能な限りお客様のお求めに応じます。

(2) お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更にあつた費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金をお客様ご負担にてお支払いいただきます。※変更についての規定及び変更手数料金はお申込みの旅行サービスにより異なりますので別紙旅行業務取扱料金表にてご確認ください。

9. 旅行契約の解除

(1) お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

- ① お客様が既に受けた旅行サービスの費用
- ② お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに関わる取消料・取消手数料・違約料等として、運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用又はこれから支払う費用
- ③ 当社規定の取消手数料金
- ④ 当社が得るはずであった取扱料金

※インターンシップ・留学プログラムについての規定及び取消手数料金は別紙にてご確認ください。

(2) お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされない場合、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。

- ① お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに関わる取消料・取消手数料・違約料等として、運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用又はこれから支払う費用
 - ② 当社規定の取消手数料金
 - ③ 当社が得るはずであった取扱料金
- (3) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、お客様は手配旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、既に収受した旅行代金から、お客様が既にその提

供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除して、その残金をお客様に払い戻します。

10. 団体・グループ手配

(1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

(3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出、又は人数を当社に通知しなければなりません。

(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、責任を負いません。

(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が責任者として選任した構成者を契約責任者とみなします。

(6) 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。また、変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

11. 当社の責任

(1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 免責事項

下記に定める事由によりお客様が損害を被ったときは、当社は、その損害を賠償する責任を負いません。

- ① お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った場合
- ② 航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
- ③ お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。
- ④ お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
- ⑤ 天災地変、戦乱、暴動、飛行機の遅延、ストライキ等により出発便が取り消され又は旅行日程が変更された場合。
- ⑥ 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備のため各国の出入国管理法により、搭乗又は出入国が出来ない場合。
- ⑦ その他お客様が当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った場合

12. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

13. 海外危険情報及び保健衛生情報

(1) 渡航先（国又は地域）によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。

(2) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。

14. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社のお客様が当社規定の問い合わせフォーム及び申込書に記入した個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）

について、お客様との間に連絡、申込をいただいたプログラムにおける運送・宿泊機関などの手配に必要な範囲内のみで利用します。

(2) 当社は従業員に個人情報保護の重要性を認識させ、個人情報を適切に利用し、保護するための社内規定を策定し、これを遵守します。更にこれを維持し、継続的に改善して参ります。

(3) 当社は個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破損、改ざん、漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、可能な限りで適切な安全対策を講じます。

(4) 当社が開設しているウェブサイトでは、他のウェブサイトへのリンクをはることがありますが、当社以外のウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについては、当社はその責任を負いません。

15. 海外旅行保険の加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることを強くお勧めします。

16. 裁判管轄

当条件書に関する訴訟については、福岡地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

17. 条件書の変更

当条件書は、事情により予告なしに変更することがあります。

18. その他

(1) 当社では、お客様のご都合による取消しの場合、又は返金が生じた場合、返金はお客様の金融機関の口座への振り込みとさせていただきます。返金に伴う振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

(2) お申込みのお名前は、パスポートの記載通りをお願い致します。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料並びに取消手数料の対象となりますのでご注意ください。

(3) お客様が個人的な案内・買い物等を現地ガイド等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担をいただきます。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) ファームステイの場合、現地サポート期間はファームステイ期間のみとします。

19. 約款準拠

当条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款手配旅行契約の部に定めるところによります。

平成30年4月19日